

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県営運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年7月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

平成26年7月12日

表1 施設の利用料金

公園施設名	使用の区分	単 位		利用料金			
				一 般	学 生 及 び 生 徒		
陸上競技場	貸切使用の場合	1日までごとに		円 55,900	円 18,890		
		半日までごとに	午前	19,890	6,820		
	午後		36,000	12,070			
	の場合	1日までごとに		18,890	9,500		
		半日までごとに	午前	6,820	3,460		
			午後	12,070	6,030		
個人使用の場合	1人1時間までごとに		普通使用（1回につき）	100	50		
			回数使用（11回につき）	1,000	500		
補助競技場	貸切使用の場合	1時間までごとに		460	210		
野球場	貸切使用の場合	1時間までごとに	普通使用（1回につき）	平日（1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの期間において午前7時から午後0時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日	610	310	
				平日（7月21日から8月31日までの期間を除く。）の午前7時から午後0時まで（競技会に使用する場合を除く。）	310	150	
		回数使用（11回につき）	6,100	3,100			
サッカー・ラグビー場	第1グラウンド	入場料等を徴収する場合		1日までごとに		45,880	17,880
		入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに	普通使用（1回につき）	2,160	1,080	
	1面ごとに		回数使用（11回につき）	21,600	10,800		
	1時間までごとに		普通使用（1回につき）	1,080	540		
	第2グラウンド	入場料等を徴収する場合		半面ごとに	回数使用（11回につき）	10,800	5,400
1日までごとに				10,190	4,130		

ラウンド	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	普通使用（1回につき）	平日（1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの期間において午前7時から午後0時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日	480	250
				平日（7月21日から8月31日までの期間を除く。）の午前7時から午後0時まで（競技会に使用する場合を除く。）	250	120
			回数使用（11回につき）	4,800	2,500	
		1時間までごとに半面ごとに	普通使用（1回につき）	平日（1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの期間において午前7時から午後0時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日	250	120
				平日（7月21日から8月31日までの期間を除く。）の午前7時から午後0時まで（競技会に使用する場合を除く。）	120	60
			回数使用（11回につき）	2,500	1,200	
テニスコート	入場料等を徴収する場合	1日までごとに1面ごとに		7,200	3,800	
	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	普通使用（1回につき）	平日（午前7時から午前9時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日	620	310
			平日の午前7時から午前9時まで（競技会に使用する場合を除く。）	310	150	
		回数使用（11回につき）	6,200	3,100		
登はん競技場	1時間までごとに1面ごとに	普通使用（1回につき）		210	100	
		回数使用（11回につき）		2,100	1,000	

備考 「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から同月31日までの日並びに1月2日及び同月3日をいう。

表2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
拡声機	陸上競技場	半日までごとに	4,800円
	補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコート	半日までごとに	950円

審判用具	1式につき	1,740円	
陸上競技用具	鋼製巻尺 (20メートル)	1日までごとに1個ごとに	40円
	鋼製巻尺 (50メートル)	1日までごとに1個ごとに	70円
	鋼製巻尺 (100メートル)	1日までごとに1個ごとに	100円
	走高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	80円
	棒高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	170円
	ストップウォッチ (100分の1)	1日までごとに1個ごとに	40円
	ストップウォッチ (5分の1)	1日までごとに1個ごとに	30円
	ストップウォッチ (ラップ用)	1日までごとに1個ごとに	60円
	マラソン用親時計	1日までごとに1個ごとに	350円
	手旗 (赤及び白)	1日までごとに1組ごとに	20円
	バトン	1日までごとに1本ごとに	20円
	ポール	1日までごとに1本ごとに	90円
	抽せん器	1日までごとに1組ごとに	30円
	地 (砂) ならし器	1日までごとに1個ごとに	60円
	ライン引器	1日までごとに1個ごとに	40円
	やり (男子用)	1日までごとに1本ごとに	50円
	やり (女子用)	1日までごとに1本ごとに	50円
	円盤 (男子用)	1日までごとに1個ごとに	40円
	円盤 (ジュニア用)	1日までごとに1個ごとに	40円
	円盤 (女子用)	1日までごとに1個ごとに	40円
	砲丸 (7,257グラム)	1日までごとに1個ごとに	40円
	砲丸 (5,443グラム)	1日までごとに1個ごとに	40円
	砲丸 (4,000グラム)	1日までごとに1個ごとに	40円
	砲丸 (2,721グラム)	1日までごとに1個ごとに	40円
	ハンマー (7,257グラム)	1日までごとに1個ごとに	50円
	ハンマー (5,443グラム)	1日までごとに1個ごとに	50円
	投てき距離標識	1日までごとに1組ごとに	310円
	表彰台	1日までごとに1式ごとに	110円
	ハードル運搬車	1日までごとに1台ごとに	230円
	コースナンバー標識	1日までごとに1個ごとに	40円
	走幅跳び及び三段跳び距離表示器	1日までごとに1組ごとに	140円
	フィールド試技順序表示器	1日までごとに1組ごとに	160円
	電光式表示器	1時間までごとに1台ごとに	350円
風速計	1日までごとに1台ごとに	70円	
スターティングブロック	1日までごとに1台ごとに	50円	
角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30円	
距離測定器	1日までごとに1個ごとに	340円	
投てき用角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30円	

ハードル	1日までごとに1個ごとに	50円
バー（跳躍用）	1日までごとに1本ごとに	40円
棒高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	350円
走高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	170円
走高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	100円
棒高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	300円
3,000メートル障害器	1日までごとに1式ごとに	110円
踏切板標識	1日までごとに1個ごとに	30円
マラソン距離標識	1日までごとに1式ごとに	170円
ビデオカメラ装置	1日までごとに1式ごとに	350円
トラック競技速報表示器	1日までごとに1式ごとに	350円
フィールド成績表示器	1日までごとに1式ごとに	350円
投てき光波距離計	1日までごとに1式ごとに	350円
ファールセーブ表示板	1日までごとに1式ごとに	20円
ベストエイト表示板	1日までごとに1式ごとに	30円
陸上競技用具の利用料金の合計額が11,510円を超える場合		11,510円
テント	1日までごとに1張につき	290円
ロッカー	1回につき	100円
全自動電気計時装置	1日までごとに1式につき	2,230円
温水シャワー	1回につき	100円
会議室	1時間までごとに	180円
電気料	実費を基準として知事が定める額	

表3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	1,140円
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	380円
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		110円
興行	1日までごとに		7,600円
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに		3,800円